

明倫中学校生徒会選挙細則

(昭和48年 4月 1日制定)

(昭和60年 4月 1日改定)

(平成 6年11月25日改定)

(平成23年11月11日改定)

(平成29年 9月15日改定)

(平成30年 9月12日改定)

会長及び副会長は全会員の選挙により選出する。選挙は、10月上旬に行う。

1. 立候補

- a. 2年生はすべて立候補資格をもつ。
- b. 立候補の種類は、会長（男女問わない）、男女副会長とする。男女書記、男女会計は、会長の指名により選出する。
- c. 立候補者は、10名の推薦を受け、（学年を問わない）担任教諭、部活動顧問の承認を受けて、所定の用紙に記入の上、届け出なければならない。執行委員は推薦者となることはできない。
- d. 立候補の届け出期間は3日間とし、原則届け出締め切り後1週間で投票日とする。

2. 選挙運動

- a. 立候補者は届け出た時より公示され、選挙活動を始めることができる。公示場所は生徒会掲示板とする。
- b. 選挙運動は以下に定めることのみ限定する。
 - イ. 選挙ポスターは、生徒会の認印ある用紙とし、掲示場所は選挙管理委員会の定める場所とする。
 - ロ. 運動員は立候補者の学級のものとし、ポスターの作成、登校時に立候補者と共に行う挨拶運動、選挙後のポスターの後始末の仕事をする。
- c. 校内放送を通して、立候補者を紹介する。

3. 投票

- a. 投票は無記名投票とし、投票日に特別な時間を設け、立候補者の名列を印刷した用紙に○印をするものとする。
- b. 期日は選挙管理委員会が定める。

4. 開票

- a. 即日開票とし、最高得票者を当選とする。
- b. 開票の結果発表は当選者のみとする。

5. 選挙管理委員会

- a. 委員は各学級において選任された男女各1名とする。
- b. 委員が立候補したい場合は、委員を辞め、学級より別の委員を立てなければならない。

- c. 委員長は、執行委員の中より、その互選により選出する。
- d. 運営及び議決方法は常任委員会に準ずる。
- e. 委員会の本部は生徒会室とする。
- f. 委員会は、下記の選挙に関する事務一切を行う。
 - イ. 届け出受付。
 - ロ. 立ち会い演説会の日程の決定、会場の世話。
 - ハ. 投票日時の決定。
 - ニ. 届け出用紙、ポスター用紙の作成。
 - ホ. 公示用紙（推薦者も列記）作成。
 - ヘ. 投票用紙作成。
 - ト. 投票場の設置、管理。
 - チ. 開票及び結果の発表。